

令和2年11月  
警察庁

「道路交通法施行令の一部を改正する政令案」等に対する意見の募集結果について

警察庁において、令和2年9月25日から同年10月24日までの間、「道路交通法施行令の一部を改正する政令案」等に対する意見の募集を行った結果、1件の御意見を頂きました。

「道路交通法施行令の一部を改正する政令」等が公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 定めた命令等の題名

- (1) 道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第323号）
- (2) 道路交通法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和2年内閣府令第70号）

2 命令等の案を公示した日

令和2年9月25日

3 頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方

頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ整理・要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理・要約していないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

なお、本政令案等に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

4 頂いた御意見の総数及びその内訳

頂いた御意見の総数 1件

(内訳)

パブリックコメント意見提出フォーム	1件
電子メール	0件
F A X	0件
郵 送	0件

5 意見公募手続を実施した案からの修正

本政令案による改正後の道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第26条の4第2項及び本内閣府令案による改正後の道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）別記様式第三の六及び第三の七について、技術的な修正を行いました。

「道路交通法施行令の一部を改正する政令案」等に対する御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

1 「道路交通法施行令の一部を改正する政令案」について

同政令案に対しては、

- 再取得者マーク等の貼付を義務付けたらどうかという御意見がありました。

本政令案は、準中型自動車免許を受けた者が普通自動車を運転する場合における、初心運転者標識の表示義務を免除される者を定めるものです。

具体的には、現に受けている準中型自動車免許を受けた日前6月以内に普通自動車免許を受けていた期間が1年以上である者等、普通自動車の運転に関する技能・知識が、普通自動車免許を1年以上受けている者と同等以上に定着していると評価することができる者については、普通自動車を運転する場合における初心運転者標識の表示義務を免除することとしています。

他方、これらの者以外の者については、準中型自動車免許を再取得した場合、原則として当該準中型自動車免許を受けていた期間が通算して1年に達するまでの間、初心運転者標識の表示義務が課されることとなります。したがって、「再取得者マーク等」といった、初心運転者標識以外の標識の表示義務を課す必要はないものと考えております。

2 「道路交通法施行規則等の一部を改正する内閣府令案」について

同内閣府令案についての御意見はありませんでした。